

第11章 ロシア

ロシアはWTO加盟交渉中の国であるが、以下の措置は、加盟交渉中にWTO協定の基本的方向性に逆行して導入されたものであり、かつ貿易歪曲効果を有する措置であることから、WTO協定との整合性に問題ある制度が多数見られる中で特にここで取り上げることとしたものである。

関税引上げ

自動車等の関税引上げ措置

<措置の概要>

ロシア政府は2009年1月、自動車及びトラックの関税を引上げた。法人が自動車を輸入する場合、製造後5年未満の外国製自動車について、現行25%の関税が30%、35%あるいは排気量あたりの関税額となり、また、製造後5年以上の場合も排気量あたりの関税額が引き上げられるなどの措置が行われた。また個人が輸入する場合にも、車両価格や排気量に応じた関税額がそれぞれ引き上げられた。また、2月には、鉄鋼製品の一部についても関税率を引き上げた（例：シームレス鋼管や溶接鋼管の一部について、関税率を5%から15%へ引上げ、石油・ガス輸送用のパイプについては5%から20%へ引上げ）。

さらに同月農業機械に関する関税引上げを実施した（例：製造後3年以上の場合、5%の関税又はエンジン容量1kw当たり70ユーロから15%又は1kw当たり120ユーロを下回らない額へ）。これらの措置は発効後9か月間適用される。

<国際ルール上の問題点>

前述のとおり、ロシアがWTOに未加盟であることから、国際貿易ルールに基づいた問題提起は難しい。他方、我が国、ロシアを含むG20各国は、2008年11月に「金融・世界経済に関する首脳会合」を米国ワシントンDCにおいて開催した。その首脳宣言において「今後12か月の間に、我々は投資あるいは物品及びサービス貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、世界貿易機関（WTO）と整合的ではない輸出刺激策をとらない」ことに合意している。今回ロシアが次々と関税引上げ措置を導入したことは、この合意に明らかに反するものであると同時に、ロシアが加盟を希望するWTOの精神にも反するものである。

<最近の動き>

2008年11月、ロシア首相府の「対外貿易・関税政策における保護措置に関する政府委員会」が外国製自動車の輸入関税引上げをロシア政府に勧告して以来、我が国は在ロシア日本国大使館からの働きかけを含め、ロシア政府に対し数度にわたり関税引上げ措置を行わないよう申し入れをしたほか、二階経済産業大臣からロシア経済発展大臣及び産業貿易大臣に対して関税引上げ措置撤廃を申し入れる書簡を發出した。さらに2009年2月の日露首脳会談の機会に麻生総理からメドベージェフ・ロシア大統領に対して、世界的な景気減速の中、保護主義の台頭に警戒しなければならないと述べ、ロシアが一部関税の引上げ措置をとっていることを念頭に懸念を表明した。

他方ロシア側の動きとしては、2009年2月、貿

易保護措置及び関税政策に関する政府委員会が液晶・プラズマテレビの関税引上げを10%から15%に引上げる勧告をロシア政府に対して行ったほか、同月末には同委員会が国産品保護を目的とした5%の輸入関税を導入するリストに同意した。このリストには水力ボイラー、エレベーター等が含まれ、これまでは無関税で実施されてきたものに関税を課することになる。

我が国はこれら関税引き上げ措置の撤回に向けて今後も引き続き適切な対応を行っていく必要がある。

セーフガード

大径管に対するセーフガード措置

<措置の概要>

ロシア経済発展省は、ロシア鉄鋼業界の提訴を受け、2005年2月3日に大径管に関するセーフガード調査を開始した。提訴者は、今後ロシアが重大な損害を被るおそれがあるため、①暫定措置として関税引き上げ(20%)、最終措置として輸入数量制限(5年間)の措置を求めた。これに対し、我が国は公聴会に出席するとともに、調査当局との個別の協議や各種の閣僚会合等のあらゆる機会を捉え、ロシア連邦政府に対して当該セーフガード措置を発動することはロシア連邦法上問題であり、またWTO加盟を目前に控えた国としてWTO協定にも整合的でない当該措置を講ずるべきではない旨、繰り返し申し入れてきた。

<国際ルール上の問題点>

セーフガードの発動要件は、①予見されなかった事情の発展、②輸入の急増、③国内産業の重大な損害又は損害のおそれ、及び④輸入急増と損害の因果関係であるが、ロシア側が2005年11月に公開した調査結果報告書の内容は、WTO協定に照らしてみても以下の問題がある。まず、調査対象期間中、ロシア鋼管メーカーの国内生産量・販売

量、総輸出量の増加、生産設備稼働率の上昇、従業員数の増加が見られ、ロシア国内産業が重大な損害を被っている状態にあったということはない。また、大径管の輸入増加と重大な損害の因果関係について、客観的な証拠に基づいた立証が何らなされていない。更に、そもそも当該セーフガード措置の対象となっている日本製大径管は、産品の特性・最終用途・市場における評価等の面でロシア製大径管と直接競合関係にはない。これら等の理由から、当該セーフガード措置を発動することは不適切である。

<最近の動き>

日本側から累次にわたり問題を指摘し、措置が不適切である旨申し入れてきたにもかかわらず、2006年7月21日、経済発展省はロシア連邦政府に調査報告書案を上程し、2006年11月18日、ロシア連邦政府は大径管に対するセーフガード措置の決定を発表した。これにより、我が国等からロシア国内に輸入されている大径管については、2006年12月21日から3年間、特別関税8%が賦課されることとなった。なお、本措置発動時点において、ロシアはWTO加盟を果たしていないため、当該措置についてWTO紛争解決機関で争うことは不可能であるが、ロシア連邦政府が2006年11月18日の本措置決定時に公表した政令において、措置発動後1年ごとに本措置の見直し調査を実施することに基づき、我が国は2007年12月21日に措置の撤回を求める申し入れを行った。2008年6月、経済発展省は当該措置の見直し結果を連邦政府に対して報告したが、それによれば当該措置を維持することが合理的とされており、我が国は当該措置の撤回に向けて今後も引き続き適切な対応を検討していく必要がある。

輸出税を引き上げる措置

丸太輸出税引き上げ

<措置の概要>

ロシア政府は、2007年2月7日、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げを発表した。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月1日にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月1日に25%に引き上げられた。さらに、2009年1月1日には80%に引き上げる予定とされていた。

なお、丸太の輸出税の引き上げと同時に、紙・パルプ等の木材製品の輸出税の引き下げ・撤廃措置も導入されているが、これら一連の措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を狙ったものである。

<国際ルール上の問題点>

WTOにロシアが未加盟であり、また、WTO協定上も輸出税に関する規定がないため、本措置に関して国際貿易ルールに基づいた問題提起は難しい。

しかしながら、本措置は、①世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

<最近の動き>

我が国をはじめEU（スウェーデン、フィンランド、バルト3国）等のロシア材丸太輸入国は、

本措置を大変厳しく受け止めている。我が国は、様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝えているところであるが、ロシア政府は国内木材加工産業の振興のためにやむを得ない措置であると主張している。このような中、ロシア政府は、（金融・経済危機といった世界的状況に配慮したとして）2008年12月24日付の決定で、丸太を含む一部品目について輸出税の引上げ措置の一年間の延期を行った。